

グローバルリーダーシップ・プログラム学生委員会要綱

大阪大学大学院国際公共政策研究科連携分野グローバルリーダーシップ・プログラム規約第4条(4)、第6条(3)及び第8条(2)から(4)に従い、グローバルリーダーシップ・プログラム学生委員会要綱を定める。

1. 学生委員の選出など

- (1) 執行委員会は、GLP 科目担当教員（以下「教員」）の推薦を受け、学生委員を選出する。
- (2) 授業担当教員は担当する GLP 科目の成績優秀の中から、若干名の学生委員を推薦する。
- (3) 学生委員の任期は1年とする。ただし、執行委員会はこれを延長することができる。

2. 学生委員会の役員

- (1) 学生委員が2名以上選出された場合には、1名を学生委員会の代表と定める。
- (2) 学生委員会には1名以上の副代表及びその他の役員（たとえば渉外担当）を置くことができる。

3. 学生委員の業務

- (1) 学生委員は、GLP 科目に出席して自らの受講体験を伝える。
- (2) 学生委員は、プログラム及び授業の改善のため、ディレクターズボードその他の会合に出席して受講生の立場で意見を述べるものとする。
- (3) 学生委員は教員の同意と指導の下に、プログラムの趣旨に従い、自主的な取り組み（たとえばセミナー）を行うことができる。
- (4) 学生委員が前記(1)から(3)の業務を行う場合には、法令及び大学の規定を遵守しなければ

ならない。

(5) 前記(1)から(3)の業務を行った場合には、担当教員、執行委員及びGLP事務局に対して、実施日又は遅くない時期にその報告を行わなければならない。

4. 報酬

学生委員が業務を行うにあたっては、大学の規定に従った必要経費を請求し、報酬を受け取ることができる。

5. 学生委員のその他の権利義務

(1) 学生委員会は、この要綱及び学生委員会の業務について、執行委員又は教員に意見を述べることができる。この場合においては、執行委員会及び教員は、学生委員会の意見に合理的な配慮をしなければならない。

(2) 学生委員は、委員の立場を利用して他の組織や行事の勧誘を行ってはならない。

6. コンプライアンス違反の効果

執行委員会は、学生委員が第3項(4)及び第5項(2)の義務に違反し、又はその他の不適切な行為を行った場合には、この者を除名しなければならない。この場合には、関係教員の意見を聞くものとし、必要と認めた場合には大学又は関係部局の所定の部署に報告する。

附則

2019年10月9日執行委員会承認。

本要綱は、2019年10月1日より適用する。